

## 令和5年度 第2回 葛飾区入札監視等委員会議事概要

### 1 日 時

令和6年2月8日（木）午前10時から午前11時20分まで

### 2 場 所

葛飾区役所7階705会議室

### 3 出席者

#### (1) 委 員

宇田川博史委員、石川隆之委員、金子雄一郎委員（全員出席・順不同）

#### (2) 事務局

坂井保義総務部長、疋田博之契約管財課長ほか契約管財課職員4名

### 4 開会及び報告

#### (1) 開会

委員長	出席委員は、定足数を満たしており、ただいまから令和5年度第2回葛飾区入札監視等委員会を開催する。
-----	--

#### (2) 庶務報告

##### ア 傍聴人について

事務局より、傍聴人はいない旨報告した。
---------------------

##### イ 令和5年度第1回委員会議事概要の公表について

事務局より、令和5年度第1回委員会議事概要を調製し、区ホームページにて公表した旨報告した。
---

#### 【質 疑】

質疑なし
------

### 5 議 事

#### (1) 入札契約等執行状況（令和5年度下半期・9月1日～12月15日）について

事務局より、令和5年9月1日から令和5年12月15日までの間の入札及び契約手続の運用状況等について報告を行った。
--

#### 【質 疑】

A委員	案件抽出の期間について、12月15日で区切っているのはなぜか。
-----	---------------------------------

事務局	審議案件を抽出するに当たって、資料準備等の都合上、12月15日で区切ったものである。
B委員	長期継続契約とはどのような契約なのか。
事務局	単年度契約が原則となるが、業務の性質上、複数年にわたり継続して行う必要があるものを長期継続契約としている。同じ業務内容を毎年度繰り返し行うといったものが該当する。契約終了が近づくと次の契約に向けて入札を実施する。
B委員	毎年度同じ業務を繰り返し行う契約となると、毎回同じ業者が受注することになるのか。
事務局	契約内容にもよるが、入札又は随意契約により業者を決定している。
C委員	抽出案件の対象期間に関し、次回の委員会では、12月16日以降の案件が対象となるのか。
事務局	次回の委員会では、12月16日以降の案件を報告させていただく。

(2) 指名停止措置の運用状況について

事務局より令和5年9月1日から令和6年2月7日までの間の6件の指名停止措置の運用状況について報告を行った。
---

【質 疑】

B委員	2者が同じ理由により指名停止となっているが、うち1者は指名停止解除となっているのはなぜか。
事務局	東京都をはじめ、他の自治体の指名停止解除の状況も参考に、指名停止解除の判断をしている。
B委員	指名停止となる事由、指名停止を解除すべき事由が実際にあったのかどうかを確認する必要があると思う。確認の取り方を明確にするべき。
事務局	都が公表している指名停止の状況や報道発表などで確認できた場合、指名停止及び指名停止解除の措置を行っている。
A委員	例えば契約履行上の事故等で指名停止する場合、その事実認定について、誰が調査し、どのように認定しているのか。
事務局	事故等が発生した施設の職員や施設所管部署の担当職員が聞き取り調査を行っている。契約管財課は、聞き取り調査の報告を受けた後、改めて当該事業者に対するヒアリングを行っている。こうした調査の結果、指名停止に該当する事由が確認できた場合は指名停止としている。

(3) 入札参加除外措置の運用状況について

事務局より、令和5年9月1日以降に入札参加除外措置を適用した案件はなかった旨報告を行った。

【質 疑】

質疑なし

(4) 低入札価格調査制度の運用状況について

事務局より、令和5年9月1日以降に低入札価格調査制度を適用した事案1件の運用状況について報告を行った。

【質 疑】

C委員	アスベストの撤去について、低入札価格で落札となっても問題なく実施できるのか。
事務局	工事対象施設のアスベスト含有状況については、事前調査で把握しており、工事の設計内容に盛り込んでいる。
C委員	工事の発注に当たり、アスベスト撤去費用は計上しているのか。
事務局	アスベスト撤去費用については、事前調査で把握している分を適正に計上している。
C委員	アスベスト撤去を請け負うことができる事業者は限られてしまうのではないか。
事務局	アスベスト撤去は、専門の業者でなければ施工できないため、受注業者が自社で対応できない場合は、協力事業者に依頼することが多い。
B委員	撤去したアスベストを法令に基づいて適正に処分していることの確認はどうしているのか。
事務局	事業者へのヒアリングにおいて、適正に処分を行うことの確認をしている。
B委員	実際にアスベストを撤去した際、発注元として、適正に処分が行われたことの確認はしているのか。
事務局	工事主管課において、受注者にアスベストを適正に処分したことを証明する書類の提出を求めており、確認している。

(5) 抽出審議

令和5年9月1日から令和5年12月15日までの間の入札及び契約手続のうち、担当委員である宇田川委員が抽出した、物品1件（指名競争入札）、印刷5件（指名競争入札）、委託2件（指名競争入札）、工事1件（公募型指名競争入札）、特命随意契約1件の合計10件について事務局より入札経過等の説明を行った。

ア 物品契約の主な質疑等

No.2406：上平井保育園プリンター等購入  
（指名競争入札）

【質 疑】

A委員	指名競争入札は、一般的に不良不適格業者の入札参加を排除することを目的に行われる。物品購入契約については、契約の内容上、一般競争入札を実施してもよいのではないか。
事務局	本区では、予定価格500万円以上の物品購入契約で制限付き一般競争入札を実施している。予定価格500万円未満の案件は指名競争入札としている。
A委員	指名競争入札の結果、落札率が高い結果となっている。
事務局	落札率については、競争入札の結果であり、特段の問題があるとは考えていない。
C委員	購入物品が指定されているにも関わらず、入札参加事業者が入札を辞退するのはなぜか。
事務局	予定価格内での受注が難しい場合や、受注案件が重なってしまい、従業員を納品作業等に割り当てることができないなどの理由が考えられる。また、物品の購入時期によっては、社会的に需要が増えるシーズンと重なり、当該物品の確保が難しくなる場合があり、入札の辞退に繋がることもある。
C委員	事業者側の都合で、人員や物品を確保することが難しくなるという事情と考慮し、発注時期を変えるといった対応をしているのか。
事務局	契約締結から納期までが短いと対応可能な事業者が限られてしまうため、余裕をもった納期を設定している。
A委員	指名業者は、いずれも区内の事業者か。
事務局	いずれも区内の事業者である。
B委員	案件によって指名業者数が決まっているのか。
事務局	物品等業者指名要綱により、予定価格に応じて指名業者の下

	限数が定められている。
--	-------------

イ 印刷契約の主な質疑等

No.2270 : 「資源とごみの収集カレンダー」 (16種類) の作成、印刷

No.2290 : 令和6年度給与支払報告書 (総括表) 送付用封筒・返信用封筒の印刷

No.2515 : 葛飾ブランド「葛飾町工場物語」集ほか印刷

No.2544 : 社会科副読本「のびゆく葛飾」他印刷

No.2617 : 住民異動届外9点の印刷  
(指名競争入札)

【質 疑】

B委員	指名業者を選定する基準はどのようなものか。
事務局	同じ案件を前回受注している、下見積の提出があった、過去に同種の案件を受注した実績があるなど、こうした事情を総合的に判断して指名業者を選定している。
B委員	下見積を徴取するのはどういった理由か。
事務局	案件を発注するに当たり、その案件が実際にどのくらいの金額になるのか、履行可能な内容となっているのかを把握するため、事業所管課が下見積を徴取している。原則として複数者から下見積を徴取することとしている。
B委員	下見積を徴取する事業者は決まっているのか。
事務局	事業所管課が任意の事業者から徴取している。ただし、可能な限り、区内の事業者に下見積を依頼するよう指示している。
B委員	下見積を徴取することで、近いうちに入札があることがその事業者に分かってしまうのではないか。
事務局	そういうことになる。ただし、下見積を提出したからといって、必ずしも入札に指名するとは限らない。
B委員	予定価格を設定するために下見積を徴取することが必要となる場面はあると思うが、下見積を徴取する事業者に偏りがあると、入札の指名業者にも偏りができてしまう。
事務局	事業者の受注能力が同程度であればバランスよく下見積を徴取し、入札に指名できるが、発注案件が多い時期には受注能力の高い事業者の指名が増えてしまう。そのため、年間を通して全体の指名回数で偏りが生じないように配慮している。
B委員	一般競争入札に切り替えることはできないのか。
事務局	入札は一般競争入札が原則ではあるが、落札者決定までの期

	間や事務量が増えることが懸念される。また、区内業者育成の観点から、幅広く入札参加業者を募ることで区内業者の受注機会が減ることが懸念される。
B委員	入札参加事業者を区内業者に限定して一般競争入札を実施するという考え方もあるのではないかと。指名競争入札は、不良不適格業者の排除や品質を確保できるといったメリットがあるが、指名業者の選定過程が不透明になりやすいといった面もある。
事務局	指名業者に偏りが生じないように注意していく。
A委員	指名業者の選定は、契約管財課が行っているのか。
事務局	契約管財課で行っている。

ウ 委託契約の主な質疑等

No.2321：第39回葛飾区産業フェア大型テント設営委託

No.2485：四つ木高架下自転車駐車場管理施設整備委託

(指名競争入札)

【質 疑】

A委員	イベントに係る設営業務は、物の仕入れを伴わない人的サービスの提供であるが、落札率が高い。
事務局	落札率については、競争入札の結果である。
A委員	管理施設の整備委託は、どのような業種の事業者を指名しているのか。
事務局	アスファルト舗装や車止め柵の設置など土木工事の要素が含まれているため、工事業者を指名している。
B委員	当該委託契約についても、指名競争入札に当たって下見積を徴取しているのか。
事務局	事業所管課が下見積を徴取している。
B委員	競争性を高めるための改善が必要と感じる。辞退の業者も多く、競争性が機能していない可能性もあるのではないかと。
事務局	イベント実施に係る会場設営の業務委託に関しては、今年度の特徴として、新型コロナウイルスの5類移行に伴い、社会的にイベント開催が復活し、人的・物的の確保が難しい状況にある。その結果、入札に指名しても辞退する業者が多く、落札率も高いといった傾向が見受けられる。下見積を徴取した事業者以外にも過去に受注した実績がある事業者などを指名業者に選定している。引き続き、競争性が高まるように指名業者の選定

	を行っていきたい。
B委員	競争性だけでなく、透明性・公平性も確保できるよう配慮していただきたい。
C委員	入札価格が同額となった場合、くじ引きで落札者を決定するといったルールになっているのか。
事務局	くじ引きで落札者を決定する案件は、工事契約の入札で発生することがある。競争入札においては、価格の優位性で落札者を決定するため、同額入札の場合はくじ引きで落札者を決定することになる。
C委員	たまたま同額での入札になったということか。
事務局	そのとおりである。委託契約における同額入札でのくじ引きは珍しいが、本区では予定価格を事前公表しているため、予定価格から一定額を差し引いた金額で入札し、たまたま同額になったものと考えられる。 なお、工事契約の入札でくじ引きが発生している状況を受け、令和6年度より最低制限価格の設定範囲を見直す予定である。

エ 工事契約の主な質疑等

NO. 2524 : 福祉事務所東庁舎給排水衛生設備改修工事  
(公募型指名競争入札)

【質 疑】

A委員	公募型指名競争入札の実施に当たり、入札参加者を区内の事業者に限定しているのか。
事務局	区内事業者で入札参加者が一定数確保できる工事業種については、区内事業者に限定した公募型指名競争入札を実施している。

オ 特命随意契約の主な質疑等 (一括説明)

NO. 43099 : こども商品券の購入

【質 疑】

A委員	こども商品券の発行事業者から購入することが最も条件が良いということで特命随意契約としたということか。
事務局	こども商品券の取扱事業者は複数存在するが、発行事業者と取扱事業者とでは価格面で競争することが不可能であるため、発行事業者と随意契約を締結したものである。

C委員	購入数量について、需要数を購入しているのか。また、購入後、すぐに配布完了となるのか。
事務局	購入数量については、これまでの実績を参考に必要数量を購入している。不足分について追加で購入することはあり得る。
C委員	余剰分について、翌年に持ち越しということはあるのか。
事務局	余剰分を購入事業者に返却することはできない。余剰分の取扱いについては、事業所管課に確認する。 (確認内容) 年数回に分けて購入しており、契約時点で必要な数量を購入している。また、年間を通して余剰分が発生しないように年度最後の契約で数量を調整している。

カ 長期継続契約の前回受注事業者との比較についての主な質疑等

**【質 疑】**

A委員	落札率が高い傾向にある。複数年にわたり受注できるということで、事業者は高めの金額設定をしていると思われる。同じ事業者が落札すれば業務も円滑に進めることができるといった面もあるが、競争性が下がっているのではないのか。
事務局	前回事業者が落札するのは、契約内容を熟知しており、どのくらいの金額で受注できるのかということを知っている。一方で、新規の事業者は金額の見込みが立てづらいために安価での入札ができないと思われる。
B委員	1者入札といった案件はあるのか。
事務局	入札は必ず複数者を指名している。
B委員	1者応札の案件が多いのか。
事務局	長期継続契約のすべての入札において、落札業者以外すべて辞退というものではない。
A委員	前回受注事業者が引き続き受注することのメリットはあるにせよ、特に大型案件については、競争性を高め受注者が硬直化しないようにすべきである。

(6) 苦情申し立てへの対応状況について

事務局より、該当案件がない旨の報告を行った。
------------------------

**【質 疑】**

質疑なし
------



(7) 入札及び契約手続等に対する働きかけの状況について

事務局より、該当案件がない旨の報告を行った。

**【質 疑】**

質疑なし

(8) 葛飾区公共調達業務監理支援専門員による審査状況について

事務局より葛飾区公共調達業務監理支援専門員制度の概要及び審査状況について説明・報告を行った。  
※令和5年度（令和5年12月末現在） 32件

**【質 疑】**

A委員	予定価格4,000万円以上の工事契約全てを対象としているのか。
事務局	全案件ではなく、案件を抽出して実施している。
A委員	案件を抽出する際のポイントはあるのか。
事務局	過去に審査を実施した工事に類似している案件は除外している。
A委員	特にチェックしたい項目がある工事を対象としているのか。
事務局	過去に審査を実施したことがない項目がある工事を対象にしている。間違いやすい点や注意すべき点などを指導し、次に類似案件を発注する際に審査内容を生かすことができるようにしている。
C委員	審査の結果、金額に増減がなかった案件はあるのか。
事務局	ある。
C委員	資料の構成として、増額した案件数、減額した案件数を表示してほしい。
事務局	了解した。
B委員	設計図は業務委託で作成していると思うが、その成果物を審査しているということか。
事務局	そのとおり。
B委員	指摘内容を見ると、設計内容の基本的な部分もある。そもそも設計業務委託の履行管理が重要である。この取組を今後の設計業務委託に反映させていく必要がある。
事務局	設計業務委託の成果物の質の向上につなげていきたい。
B委員	重要な取組であると考えますが、葛飾区以外にもこういった取組をしている自治体はあるのか。

事務局	実施方法に違いはあるかも知れないが、取り組んでいる自治体はあると思われる。
-----	---------------------------------------

(9) その他

委員長	以上で予定された議事はすべて終了したが、その他事項で何かご意見等はあるか。
委員長	特にないようなので、本日の入札監視等委員会を終了とする。